

# グループホーム府中みどり園

認知症対応型共同生活介護

介護予防認知症対応型共同生活介護

重要事項説明書

重度化した場合における対応に係る指針

利用契約書

個人情報の取扱い

個人情報掲載にかかる同意書



# 重要事項説明書

「グループホーム府中みどり園」に入居されるにあたり、入居者の方にとって重要な事項について、厚生労働省の運営基準に基づき、以下のとおり説明しますので、十分理解されますようお願いいたします。

## 1 事業者

事業者の名称	社会福祉法人みどり会
事業者の所在地	広島県安芸郡府中町浜田1丁目6番7号
法人種別	社会福祉法人
代表者名	柳瀬 昌央
電話番号	082-281-6700

## 2 ご利用施設

施設の名称	グループホーム府中みどり園
施設の所在地	広島県安芸郡府中町浜田1丁目6番7号
管理者名	小代 桜
電話番号	082-281-6700
FAX番号	082-281-6701

## 3 事業の目的と運営の方針

事業の目的	入居者が、できる限り食事の支度や掃除や洗濯、買い物などをスタッフとともに一緒に行うなど、一日中家庭的で落ち着いた雰囲気の中で生活を送ることにより、心身の痛みを緩和し、心を癒し、生活に満足できるように導きます。 その人らしさを忘れずに、生き生きと暮らせるお手伝いをします。
運営の方針	① 『ゆっくり いっしょに たのしく』をモットーに、少人数の生活の場で、できるだけ家庭に近い環境のもと共同生活を送っていただく。 ②日常生活では入居者とスタッフが一緒に食事の支度や掃除や洗

	<p>濯、買い物などをできる限り一緒に行うことで日頃忘れかけたことを再び呼び戻すことに努めると共に、精神安定の確保に努める。</p> <p>③入居者一人一人に即したサービスの提供ができるよう個別援助計画を作成し入居者が安定した生活が送れるよう側面的援助を行う。</p>
--	--

#### 4 施設の概要

##### (1) 敷地及び建物

敷地		1403.97㎡
建物	構造	鉄筋コンクリート造陸屋根 4階建て
	延べ床面積	2474.18㎡
	利用定員	2ユニット18名 (えんどう豆ユニット9名 そら豆ユニット 9名)

##### (2) 主な設備

###### えんどう豆ユニット (4F南側)

設備の種類	数	面積
居間・食堂	1箇所	55.21㎡
洗面設備	3箇所	
便所	3箇所	
居室(個室)	9室	8.4㎡~9.3㎡
浴室	1箇所	

###### そら豆ユニット (4F北側)

設備の種類	数	面積
居間・食堂	1箇所	70.13㎡
洗面設備	3箇所	
便所	3箇所	
居室(個室)	9室	8.3㎡~9.1㎡
浴室	1箇所	

5 職員体制 (2024年7月1日現在)

【単位：名】

職 種	常勤	非常勤	合計	備 考
管理者	1	0	1	
計画作成担当者	2	0	2	介護職員と兼務
看護職員	0	1	1	
介護職員	14	3	17	2名は計画作成担当者と兼務

6 職員の勤務体制 ※基本的な勤務について記載しています。

職 種	勤務体制
管理者	早出（7：00～16：00）、日勤（9：00～18：00） 遅出（10：30～19：30）常勤で勤務
介護支援専門員	7：00～19：30のうち3時間、常勤で勤務
看護職員	7：00～19：30のうち3時間、非常勤で勤務 ※夜間に関しては、交代で連絡を取れる体制をとり、緊急時に備えます。
介護職員	早出（7：00～16：00）、日勤（9：00～18：00） 遅出（10：30～19：30）夜勤（16：30～9：30） ※夜勤帯は、原則として入居者18名を夜勤者2名でお世話します。建物全体では、グループホームの夜勤者が2名いるほか、特養に夜勤者が2名、ショートステイに夜勤者が1名いますので、緊急時は連絡を取り合いながら対応します。
事務職員	早出（7：00～16：00）、日勤（8：30～17：30） 遅出（9：30～18：30）常勤で勤務

7 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

種類	内容	自己負担額
食事	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員の立てる献立表により、入居者の身体状況と栄養に配慮したバラエティに富んだ食事を提供します。</li> <li>新鮮な食材を使った食事を提供します。</li> </ul>	1食あたり 原則として 600円

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入居者の自立支援に配慮し、できるだけ離床して食堂で食べていただけるよう努めます。</li> </ul> <p>食事時間は、おおよそ</p> <p>朝食 7:30~9:30</p> <p>昼食 12:00~14:00</p> <p>夕食 18:00~20:00</p> <p>とします。</p>	
排泄	<p>入居者の状態に応じて適切な排泄介助を行うとともに、排泄の自立について適切な援助を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自力排泄可能な方は、できるだけトイレまで誘導し、排泄できるよう努めます。</li> <li>・ポータブルトイレ等を居室で使用される場合には、プライバシーの保護に努めます。</li> <li>・オムツ使用の方は随時取り替え、不快感の軽減に努めます。</li> </ul>	サービス費の負担割合相当
入浴	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最低週2回の入浴、または清拭を行います。</li> <li>・リラックスして入浴が行えるよう、入浴のアセスメントを行い、その状態に応じて、支援します。</li> </ul>	同上
離床、 着替え、整容、 シーツ交換、 寝具の消毒、 洗濯	<p>寝たきり防止のため、毎日できる限り離床できるようお手伝いします。</p> <p>入居者の生活のリズムを考えて、着替え、整容をお手伝いします。</p> <p>必要に応じて寝具の消毒をします。</p> <p>必要に応じて衣類等の洗濯をします。</p>	同上
機能訓練	<p>生活リハビリを主体に、入居者の状態に合わせて機能訓練をします。</p>	同上
健康管理	<p>1週間に1回程度、当施設の往診医による往診日を設け、健康管理に努めます。また、必要時には往診日以外の往診、協力医療機関への受診のお手伝いをします。</p> <p>(当施設の往診医)</p> <p>ほ一むけあクリニック 小西 太</p> <p>往診日 毎週金曜日 9:30~11:30</p>	同上

生活相談	<p>当施設は、入居者及びその家族からの相談についても誠意を持って応じ、常に心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、必要な助言・支援を行うように努めます。</p> <p>(相談窓口)</p> <p>計画作成担当者</p> <p>えんどう豆ユニット 加藤 幹子</p> <p>そら豆ユニット 山本 秀子</p>	同上
娯楽	<p>教養娯楽設備を備えるほか、適宜レクリエーション行事を企画します。</p> <p>常に入居者の家族との連携を図るよう努めます。</p>	同上

## (2) 介護保険給付外サービス

種類	内容	利用料
理美容	近くの理容院が出張理容に来てくれます。その理容院以外の理容院、美容院などを利用することもできます。	出張理容 2,200円
行事等	季節に応じて、花見等を計画し、実施します。 施設内の行事だけでなく、外出なども実施します。	当施設で企画された行事への参加は無料ですが、外出等による経費については、実費を頂きます。
預かり金	事業者が別に定める「預かり金等取扱規程」に基づき、取り扱います。	原則、無料です。
日常生活費	歯ブラシ・歯磨き粉、タオル、石鹸など。 ただし、個人で持参される場合は徴収しません。	1日100円

## 8 利用料金

### (1) 介護保険自己負担額

下記の料金表によって、入居者の要介護度に応じた介護保険一部負担金をお支払いください。

※被爆者健康手帳をお持ちの方は、介護保険一部負担金はかかりません。

介護度	1日あたりの 単位数	月31日の場合の負担額		
		1割負担	2割負担	3割負担
要支援2	749単位	24,264円	48,528円	72,792円
要介護1	753単位	24,394円	48,787円	73,181円
要介護2	788単位	25,528円	51,055円	76,582円
要介護3	812単位	26,305円	52,610円	78,915円
要介護4	828単位	26,823円	53,646円	80,469円
要介護5	845単位	27,374円	54,748円	82,122円

## (2) 加算

通常、以下の加算が必要となります。

項目	1日あたり の単位数	月31日の場合の負担額			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
初期加算	30単位	941円	1,881円	2,822円	入居日から30日間のみの加算です。
医療連携体制加算 (*要支援2の方は対象 になりません)	37単位	1,199円	2,398円	3,596円	看護師を職員として配置し、医療的な対応等の体制を整備している場合に加算されます。
協力医療機関連携加算	100単位	105円	209円	314円	協力医療機関との間で利用者の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に行っている事
サービス提供体制強化加算					介護福祉士や常勤職員の配置割合等所定の基準を満たした場合に加算されます。
(I)	22単位	713円	1,426円	2,138円	
(II)	18単位	584円	1,167円	1,750円	
(III)	6単位	195円	389円	583円	



<p>介護職員処遇改善加算（I）</p> <p>※5月31日までに6月1日からは一本化されます。</p>	<p>所定単位数にサービス別加算率（*）を乗じた単位数</p> <p>*認知症対応型共同生活介護</p> <p>11.1%</p>				<p>介護職員の処遇改善のための加算です。</p>
<p>介護職員等特定処遇改善加算（I）</p> <p>※5月31日までに6月1日からは一本化されます。</p>	<p>所定単位数にサービス別加算率（*）を乗じた単位数</p> <p>*認知症対応型共同生活介護</p> <p>3.1%</p>				<p>介護職員等の更なる処遇改善のための加算です。</p>
<p>科学的介護推進体制加算（I）</p>	<p>40単位/月</p>	<p>42円</p>	<p>84円</p>	<p>126円</p>	<p>入居者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身状況等に係る基本的な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて施設サービス計画を見直すなど、有効かつ適切に必要な情報を活用した場合に加算されます。</p>
<p>介護職員等ベースアップ等支援加算</p> <p>※5月31日までに6月1日からは一本化</p>	<p>所定単位数にサービス別加算率（*）を乗じた単位数</p>				<p>介護職員等のベースアップ等支援のための加算です。</p>

されます。	*認知症対応型 共同生活介護 2.3%				
介護職員等処遇改善加算Ⅰ ※令和6年6月1日から	所定単位数に サービス別加算率(*)を乗じた単位数 *認知症対応型 共同生活介護 18.6%				

上記以外に、必要に応じて以下の加算があります。

項目	1日あたりの 単位数	1月あたりの負担額			備考
		1割負担	2割負担	3割負担	
認知症専門ケア加算(Ⅰ) ※令和6年5月31日まで	3単位	98円	195円	292円	以下の要件を満たした場合、加算されます。 ①認知症日常生活自立度Ⅲ以上の方が、入居者の半数以上であること。 ②認知症介護実践リーダー研修修了者を1名以上配置していること。 ③認知症ケアに関する留意事項の伝達、又は技術指導を目的とした会議を定期的を開催していること。
認知症専門ケア加算(Ⅱ) ※令和6年5月31日まで	4単位	129円	259円	389円	以下の要件を満たした場合、加算されます。 ①認知症専門ケア加算(Ⅰ)の要件を満たし、かつ、認知症介

					<p>護指導者研修修了者を1名以上配置していること。</p> <p>②介護・看護職員ごとの研修計画を作成し、研修を実施又は予定していること。</p>
認知症チームケア推進加算(I)	150単位 /月	157円	314円	472円	<p>以下の要件を満たした場合、加算されます。</p> <p>①認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方が、入居者の半数以上であること。</p> <p>②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1人配置し、複数の介護職員から成る認知症の行動・心理症状に対処チームを組む事</p> <p>③対象者個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い予防等に資するチームケアを実施</p> <p>④認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成定期的な評価、ケアの振り返り計画の見直し等を行っている事</p>
<p>認知症チームケア推進加算(Ⅱ)</p> <p>※令和6年6月1日から</p>	120単位 /月	126円	251円	377円	<p>以下の要件を満たした場合、加算されます。</p> <p>①認知症日常生活自立度Ⅱ以上の方</p>

					<p>が、入居者の半数以上であること。</p> <p>②認知症介護に係る専門的な研修を修了している者を1人配置している事</p> <p>③対象者個別に認知症の行動・心理症状の評価を行い予防等に資するチームケアを実施</p> <p>④認知症ケアについてカンファレンスの開催、計画の作成定期的な評価、ケアの振り返り計画の見直し等を行っている事</p>
若年性認知症利用者受入加算	120単位	3,888円	7,775円	11,663円	第2号被保険者で、要介護となった原因の疾病(特定疾病)が「初老期における認知症」である入居者に対して、個別の担当者を定めてサービスを提供した場合に加算されます。
看取り介護加算	死亡日以前 4日以上30日以下… 144単位	4,063円	8,126円	12,189円	以下の要件を満たした場合、加算されます。 ①医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断した方。 ②介護計画が作成されており、利用者又はその家族の同意を
	死亡の前日 及び前々日… 680単位	1,422円	2,843円	4,264円	

	死亡日 … 1280 単位	1, 338 円	2, 676 円	4, 013 円	得ていること。 医師、看護職員が共同して、随時本人又は家族に対し説明を行い、同意を得て介護が行われていること。
退居時相談援助加算 (利用者1人につき1回まで)	400 単位	418 円	836 円	1, 254 円	退居され、その居宅へ帰られ、相談援助を行った場合に加算されます。
入院時費用 (1月に6日を限度)	246 単位	257 円/日	514 円/日	771 円/日	入院する必要が生じた場合で、入退院後3月以内に退院することが明らかに見込まれる時、退院後再び同じ事業所に円滑に入居できる体制を確保している場合に加算されます。

(3) 家賃、水道光熱費、食事代

種類	内容	利用料
家賃 ※1	8.4 m <sup>2</sup> ~9.3 m <sup>2</sup>	1月あたり 61,132 円 (31日の場合) 1日あたり 1,972 円
水道光熱費 ※2		1月あたり 18,600 円 (31日の場合) 1日あたり 600 円
食事代	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新鮮な食材を使った食事を提供します。</li> <li>・近所のスーパーへ一緒に買い物へ出掛</li> </ul>	1食あたり600 円 月額 55,800 円 (1食600 円×3食×31日)

	けることもあります。	
おむつの提供	必要に応じて提供します。	実費
理美容	近くの理容院が出張理容に来てくれます。その理容院以外の理容院、美容院などを利用することもできます。	出張理容 2,200円
行事等	季節に応じて、花見等を計画し、実施します。 施設内の行事だけでなく、外出なども実施します。	当施設で企画された行事への参加は無料ですが、外出等による経費については、実費を頂きます。

※1 家賃については、月の中途での入居・退居の場合には日額での計算とさせていただきますので、月の日数により利用料金は変わります。

※2 水道光熱費については、月の中途での入居・退居の場合、又は入院等で不在の場合には日額での計算とさせていただきますので、月の日数により利用料金は変わります。

#### (4) その他の料金

必要な物品（施設の福祉用具を除く）については、入居者の方の全額自己負担となります。

医療機関の往診や通院・入院については、医療保険適用になりますので、別途自己負担していただきます。インフルエンザ予防接種も任意接種となりますので、自己負担になります。

#### (5) 支払い方法

毎月中旬までに前月分の利用料を請求しますので、毎月27日（金融機関が休みの場合は翌営業日）までにお支払いください。お支払い方法は、口座引き落としとなります。

口座引き落としに伴う諸手続きは代行しますが、手続きが完了するまでの間は、振り込みとなります。なお、振り込みの際の手数料については、入居者の負担となります。

### 9 入居一時金（敷金）

#### (1) 入居一時金（敷金）

入居者は、入居一時金（敷金）として金150,000円を事業者に預託します。この入居一時金（敷金）は、退居時の居室内の原状回復費用および利用料の精算、利用料の滞納があった場合に充当し、残額は精算します。なお、契約期間中は入居一時金（敷金）を利用料等に充当することはできません。

#### (2) 支払い方法

入居後1週間以内に、振り込みください。なお、振り込みの際の手数料については、入居者の負担となります。

## 10 入退所の手続き

### (1) 入所手続き

入所申込書に必要事項をご記入の上、必要書類を添付してご提出ください。

入所と同時に契約を結び、介護サービスの提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

### (2) 退所手続き

#### ①入居者の都合で退所される場合

退所を希望する日の14日前までにお申し出ください。

#### ②自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的に介護サービスを終了します。

1) 要介護の認定更新において、入居者が自立もしくは要支援1と認定された場合

2) 入居者が死亡した場合

3) 入居者が病気の治療等その他のため、3ヶ月以上事業者の施設を離れることが決まり、その移転先が受け入れ可能となったとき、または事業者の施設を離れた期間が結果的に3ヶ月以上となったとき

4) 入居者が、他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

5) 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき

6) 伝染性疾患により他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその必要があるとき

7) 入居者の行動が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき

8) 入居者に関わる介護方針その他生活環境の重要な事項に関して、入居者、入居者の家族又は身元引受人と事業者が合意できないとき

9) 入居者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

## 11 苦情等申立先、及び申立手順

サービスに関する相談及び苦情については、下記の窓口までご連絡ください。

苦情受付窓口	管理者 小代 桜 フロアリーダー 伊名波 宗一郎 ユニットリーダー 山本 秀子 ユニットリーダー 加藤 幹子
--------	---

	受付時間 毎日 9:00～18:00 連絡方法 電話 082-281-6700 ご意見箱 (玄関ホールに設置)
苦情解決責任者	施設長 小代 桜 受付時間 毎日 8:30～17:30 連絡方法 電話 082-281-6700
府中町 高齢介護課	受付時間 平日 8:30～17:15 連絡方法 電話 082-286-3233
広島県国民健康保険団体連合会 審査管理部 介護保険課 介護サービス苦情相談窓口	受付時間 平日 9:00～17:00 連絡方法 電話 082-554-0783

サービスに関する相談及び苦情については、下記手順に沿って対応します。

- ① 苦情があった場合には、担当者が相手方に連絡を取り、事情を把握するとともに、苦情関係者からも事情を確認します。
- ② 担当者が必要と判断した場合には、検討会議を行い、早急に具体的な対応を行います。検討会議を行わない場合でも、早急に具体的な対応を行います。
- ③ 苦情の経過を記録に残し、今後の再発防止に役立てます。
- ④ 施設内研修、朝礼、打合せ時に確認を行い、苦情の未然防止に努めます。
- ⑤ 第三者委員を設置し、上記対応を報告します。

松田 稔 (前町内会長) 282-9528

西村 典巳 (監事・司法書士) 221-1917

## 1.2 非常災害や事故時の対策

非常時の対応	別途定める「府中みどり園 消防計画」等に従って対応します。
協力体制	消防署との間に専用の火災通報装置を設置しています。
消防訓練	別途定める「府中みどり園 消防計画」等に従い実施します。
防災設備	消火器、補助散水栓、スプリンクラー、自動火災報知機、誘導灯があり、カーテン類は防炎のものを使用しています。
消防計画等	消防署への届出日 平成23年3月7日 防火管理者 森田 昌英
事故時の対応	事故が発生した場合は、速やかに身元引受人に連絡するとともに、関係機関 (医療機関、府中町、広島県、警察、消防等) に連絡を取ります。 また、当園において、できるだけ応急処置を行います。 事故の内容によっては、緊急連絡体制に基づいた対応をします。また事故の未然防止を図るためにヒヤリハット報告書や処理結果を記載した事故報告書等を整備しています。



損害保険の加入	賠償すべき事故が発生した場合には、加入している保険から損害賠償を速やかに行います。 加入している保険 あいおい損保「介護保険・社会福祉事業者総合保険」
---------	--

### 1.3 身体拘束

入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限しません。ご家族が希望される場合も同様です。

また、緊急やむを得ない場合においても、その理由・方法等を記載した文書にて説明を行い、ご家族の同意を得ます。さらに定期的にケース会議を行い、早期に身体拘束の解除に努めます。

### 1.4 虐待防止

入居者の人権擁護のため、虐待の発生またはその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底します。
- (2) 虐待防止の指針を整備して見直しをします。
- (3) 従業者に対し、虐待防止の研修を定期的実施します。
- (4) 上記に関して、これを実施するための担当者を置きます。

### 1.5 業務継続に向けた取り組みの強化

感染症や災害が発生した場合であっても、入居者が継続して介護サービスの提供を受けられるように、業務の継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練(シュミレーション)実施に取り組みます。

### 1.6 往診医、協力医療機関

#### (1) 往診医・協力医療機関

医療機関の名称	ほーむけあクリニック
院長名	小西 太
所在地	〒730-0048 広島市中区竹屋町8番8号
電話番号	082-546-0143
診療科	内科
入院設備	12床
契約の概要	・当施設に出向いて、入居者の健康管理を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状態が異常であると認められた時は通院し、これに対し、できる限り、夜間、休日の診察も含め適切な診察にあたる。</li> <li>・入居者の病状の急変があった場合、それに対応できるよう、できる限り、病床の確保につとめる。</li> <li>・日常的に協力医療機関と入居者の情報を共有し、書面、カンファレンスで連携をはかる。</li> </ul>
--	--

(2) 協力医療機関

医療機関の名称	マツダ病院
院長名	田村 徹
所在地	〒735-8585 広島県安芸郡府中町青崎南2-15
電話番号	082-565-5000 (代表)
診療科	循環器科／消化器科／呼吸器科／糖尿病内科／内科／精神科・心療内科／小児科／外科／脳神経外科・脳血管内治療科／整形外科／皮膚科／泌尿器科／眼科／耳鼻咽喉科／歯科・口腔外科／麻酔科／リハビリテーション科／画像診断科／健診科
入院設備	270床
契約の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状態が異常であると認められた時は通院し、これに対し、出来る限り、夜間、休日の診察も含め適切な診察にあたる。</li> <li>・入居者に病状の急変があった場合、それに対応できるよう、出来る限り、病床の確保に努める。</li> </ul>

医療機関の名称	JR広島病院
院長名	河本 昌志
所在地	〒732-0057 広島市東区二葉の里3丁目1番36号
電話番号	082-262-1170 (代表)
診療科	内科（消化器内科・循環器内科・呼吸器内科）／外科／リハビリテーション科／小児科／産婦人科／耳鼻咽喉科／放射線科／歯科・口腔外科／整形外科／神経科・精神科／皮膚科／泌尿器科／眼科／麻酔科
入院設備	275床
契約の概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康状態が異常であると認められた時は通院し、これに対し、出来る限り、夜間、休日の診察も含め適切な診察にあたる。</li> <li>・入居者に病状の急変があった場合、それに対応できるよう、出来る限り、病床の確保に努める。</li> </ul>

医療機関の名称	もりうえ歯科医院
院長名	盛植 泰照
所在地	広島県安芸郡府中町大須3丁目8-56
電話番号	082-283-6633
契約の概要	入居者の口腔内の状態が異常であると認めた時は、これに対して適切な診療にあたる。

#### 1.7 当施設をご利用の際に留意いただく事項

来訪・面会	面会時間は特に定めませんが、夜18時半には門扉は閉め、玄関は施錠します。どうしても夜18時半を過ぎる場合は、事前にご連絡ください。面会時には、事務室受付に面会簿を用意していますので、ご記帳ください。
外出・外泊	外出・外泊を希望される場合は、職員にご連絡ください。その際には、所定の外出・外泊届へご記入、提出をしてください。なお、安全上の問題から、ご家族もしくはそれに準じる方の付き添いが無い場合は、外出・外泊はお断りしますのでご了承ください。
相談等の窓口	本契約に関すること、その他ご意見がございましたら、計画作成担当者が対応しますので、お気軽にお申し付けください。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室、設備、及び器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合には、弁償していただくことがあります。
喫煙・飲酒	喫煙は決められた場所以外ではお断りします。ライター、マッチ等は安全上、施設で預からせていただきます。飲酒については、医師が健康上問題ないと認めた場合には可能ですが、飲酒の量は把握させていただきます。
迷惑行為等	騒音等他の入居者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
宗教活動・政治活動	施設内で他の入居者に対する宗教活動及び政治活動はご遠慮ください。
動物飼育	施設内へのペットの持ち込み及び飼育はご遠慮ください。面会の際に連れて入られる場合には、事前に計画作成担当者にご相談ください。
医療機関へ入院された場合の手続き等	入居者が入院された場合には、身元引受人に連絡しますので、速やかに病院窓口で入院手続きを行ってください。身元引受人が遠方にいるなどすぐに対応できない事情がある場合は、一時的に施設において手続きを代行する場合がありますが、後日必ず入院手続きをお願いします。

居室の移動	全室個室ですが、ご本人のその後の状態により、相談の上、居室及びユニットを移っていただく場合があります。
家賃	家賃は、当施設に入居している間は、使用の有無（入院や長期外出等で使用されていない場合）に係わらず、支払いをお願いしますので、ご了承ください。ただし、入居時及び退居時については、利用日数に合わせて減額されます。
貴重品などの管理	使い慣れたものやお気に入りのものがあればお持ちいただいても結構です。 ただし、貴重品や壊れやすいものは、紛失や破損の恐れもあり、管理できかねますのでお控えください。

### 1 8 身元引受人（連帯保証人）

- 1 事業者は入居者に対し、身元引受人を求めます。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の債務につき、入居者と連帯して履行する責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ①入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者に協力すること
  - ②契約解除または契約の終了の場合、予め退居先が決まっている場合を除き、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な援助をすること
  - ③入居者が死亡した場合の遺体及び慰留金品の処理、その他の必要な措置をなすこと

以上

## 重度化した場合における対応に係る指針

「グループホーム府中みどり園」では、看護師を職員として配置し、協力医療機関の医師、看護師と契約を締結し、重度化した場合に備え、24時間医療的な対応が可能な体制を確保するものとします。医療的な対応とは、次のとおりです。

1. 提携医、看護師等の指示の下、入居者に対する日常的な健康管理を行います。
2. 通常時は、提携医やかかりつけ医と連携し、往診をお願いする、定期的を受診するなど、必要な措置を行います。
3. 利用者の健康状態が悪化したときは、適時、提携医やかかりつけ医との連絡調整を行います。
4. 利用者が入院された場合、その間の食費、光熱費は請求いたしません。
5. ホームでの看取りについては、利用者の容態につき、提携医やかかりつけ医、ご家族、ホームの間で話し合いを行い、可能と判断される場合は、できる限り対処していきます。
6. 看取りに関する最終意思は、ご家族とともにご本人の意向を確認するものとします。
7. 話し合いの結果、転居されることになった場合は、ホームは居宅サービス事業者や介護保険施設等と連絡調整し、継続して望ましいサービスを受けることができるよう努めます。

# 「グループホーム府中みどり園」利用契約書

\_\_\_\_\_ (以下「入居者」といいます) と、 社会福祉法人みどり会 (以下「事業者」といいます) は、認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護について、下記のとおり利用契約 (以下「契約」といいます) を締結します。

## 第1条 (認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の目的)

事業者は、介護保険法関係法令の定めるところにより、入居者に対し、この契約の定めるところに従って、指定を受けた当該事業所において、家庭的な環境のもとで、入居者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう各種サービスを提供します。

## 第2条 (被保険者)

- 1 入居者の契約日時点における要介護・要支援状態区分は\_\_\_\_\_です。
- 2 入居者の要介護認定の有効期間は\_\_\_\_\_年 月 日 から \_\_\_\_\_年 月 日までです。
- 3 被保険者証に記載された認定審査会意見は下記の通りです。

(意見の記載のない場合は、斜線を引く)

- 4 入居者と事業者は、この契約が更新される毎に、更新時点での入居者の要介護・要支援状態区分、要介護認定有効期間及び認定審査意見を確認します。

## 第3条 (当施設の概要)

当施設は、介護保険法令に基づき、府中町長の指定を受けた認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護の事業者です。

当施設は、「グループホーム府中みどり園」と称し、施設概要及び職員体制は、別紙「重要事項説明書」に記載したとおりです。

## 第4条 (契約期間と更新)

- 1 この利用契約の契約期間は、\_\_\_\_\_年 月 日 ~ \_\_\_\_\_年 月 日とします。  
ただし、契約期間満了日以前に入居者が要介護・要支援状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。

- 2 本契約は、契約満了日の1ヶ月以上前までに入居者から書面による更新拒絶の申出がない場合には、要介護認定有効期間に準じ自動更新されます。

#### 第5条（認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という。）の作成）

- 1 事業者は、入居者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、介護従業者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した介護計画を、速やかに作成します。
- 2 事業者は、介護計画作成後においても、介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 入居者は事業者に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることが出来ます。この場合、事業者は、明らかに変更の必要のないとき及び入居者の不利益となる場合を除き、入居者の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 事業者は、介護計画を作成し、また、同計画を変更した場合には、入居者及びその家族に対し、その計画の内容を説明します。

#### 第6条（介護サービス内容及びその提供）

- 1 事業者は、前条により作成される介護計画に基づき本条のとおり各種サービスを懇切丁寧に提供し、  
サービスの提供にあたっては、入居者及びその家族に対し、同サービスの内容の説明をし、同意を得ます。なお、各種サービス内容の詳細は「重要事項説明書」のとおりです。
- 2 入居者は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を受けることが出来ます。
  - ① 介護計画の作成
  - ② 入浴、排泄、食事等の介護
  - ③ 日常生活上の世話（着替え、洗濯、シーツ交換、健康管理など）
  - ④ 相談及び援助
  - ⑤ 機能訓練
- 3 入居者は、介護保険付対象外サービスとして、次の各号のサービス等を受けることが出来ます。  
(介護保険対象外サービスの利用には別途料金がかかります。)
  - ① 居室の提供
  - ② 食事の提供
  - ③ 理美容（外部の出張理容等を利用した場合等）
  - ④ 行事にかかる費用
  - ⑤ 特別な洗濯（家庭用洗濯機では洗濯できない場合のクリーニング代等）
- 4 事業者は、本条の各種サービスの提供に当たり、入居者及びその家族に対し各種サービスの提供方

法等について説明をします。

- 5 事業者は、入居者または他の入居者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動を制限しません。
- 6 事業者は、保健医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との緊密な連携に努め、その入居者の利用状況等を把握するようにします。

#### 第7条（計画作成までのサービス）

事業者は入居者に対し、本契約締結後第5条の介護計画が作成されるまでの間、入居者がある能力に応じた自立した日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

#### 第8条（居室の利用）

入居者が利用する居室の定員は、1名です。

#### 第9条（相談及び援助）

事業者は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者及びその家族の心配事や悩みについて相談に応じます。

#### 第10条（金銭及び貴重品の管理）

- 1 入居者は、事業者が別に定める「預かり金等取扱規程」に基づき、日常生活上の金銭及び貴重品の管理を事業者に委託することができます。
- 2 入居者が前項の委託を行う場合には、「預かり金等取扱規程」の定めるところに従い、入居者は、事業者との委託契約を取り交わします。

#### 第11条（利用料の支払い）

- 1 入居者は事業者に対し、介護計画に基づき事業者が提供する各種介護保険給付サービス、並びに各種介護保険給付外サービスについて、「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 事業者は、入居者が事業者を支払うべき認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、入居者が介護保険給付サービス費として市町村より支給を受ける額の限度において、入居者に代わって市町村より支払いを受けます。（以下法定代理受領サービスという。）
- 3 事業者は、入居者に対し、毎月中旬までに、前月の利用料等の請求書を送付します。請求書には、入居者が利用した各種サービス毎の利用回数、利用単位の内訳、介護保険給付対象と対象外の区別を明記します。
- 4 入居者は事業者に対し、事業者の請求する利用料等を、事業者が指定する方法により翌月27日



(金融機関が休みの場合は翌営業日) 末までに支払います。

- 5 事業者は、入居者から利用料等の支払いを受けたときは、入居者に対し、領収証を発行します。領収証には、事業者が提供した各種サービス毎の介護保険給付の対象と対象外の区別、領収金額の内訳を明記します。

#### 第12条 (入居一時金 (敷金) )

入居者は、入居一時金 (敷金) として金150,000円を事業者に預託します。この入居一時金 (敷金) は、退居時の居室内の原状回復費用および利用料の精算、利用料の滞納があった場合に充当し、残額は精算します。なお、契約期間中は入居一時金 (敷金) を利用料等に充当する事はできません。

#### 第13条 (保険給付の請求のための証明書の交付)

事業者は、法定代理受領サービスに該当しない認知症対応型共同生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合において、入居者から利用料の支払いを受けたときは、入居者に対し、サービス提供証明書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

#### 第14条 (介護サービスの記録)

- 1 事業者は、入居者に対する介護サービスの提供に際し、作成した記録書類を完了日から2年間保存します。
- 2 入居者またはその家族は事業者に対し、いつでも前項の記録の閲覧・謄写を求めることができます。  
ただし、謄写に際して、事業者は入居者または入居者の家族に対して、実費相当額を請求することができます。

#### 第15条 (契約の終了)

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新において、入居者が自立もしくは要支援1と認定された場合
- ② 入居者が死亡した場合
- ③ 入居者が第16条に基づき解除を通告し、予告期間が満了した日
- ④ 事業者が第17条に基づき解除を通告し、予告期間を満了した日
- ⑤ 入居者が病気の治療等その他のため、3ヶ月以上事業者の施設を離れることが決まり、その移転先が受け入れ可能となったとき、または事業者の施設を離れた期間が結果的に3ヶ月以上となったとき
- ⑥ 入居者が他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となったとき

## 第16条（入居者の契約解除）

入居者は事業者に対し、いつでも2週間の予告期間において、この契約を解除することができます。

## 第17条（事業者の契約解除）

事業者は入居者に対し、次の各号に該当する場合においては、2週間の予告期間において、この契約を解除することができます。

- ① 正当な理由なく利用料その他自己の支払うべき費用を2ヶ月以上滞納したとき
- ② 伝染性疾患により他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつその必要があるとき
- ③ 入居者の行動が他の入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼすおそれがあり、かつ入居者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないとき
- ④ 入居者に関わる介護方針その他生活環境の重要な事項に関して、入居者、入居者の家族、又は身元引受人と事業者が合意できないとき
- ⑤ 入居者が故意に法令違反その他重大な秩序破壊行為をなし、改善の見込みがないとき

## 第18条（退居時の援助）

契約の解除あるいは終了により入居者が当該施設を退居するときは、事業者は予め退居先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者またはその他の保健機関もしくは福祉サービス機関等と連携して、入居者及びその家族に対して、円滑な対処のために必要な援助を行います。

## 第19条（損害賠償責任）

- 1 事業者は、介護サービスの提供に伴って、事業者の責めに帰すべき事由により入居者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、入居者にその損害を賠償します。
- 2 事業者は、万が一の事故発生に備え、あいおい損保「介護保険・社会福祉事業者総合保険」に加入しています。
- 3 入居者の故意、重過失により居室または備品につき通常の保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は入居者が負担します。

## 第20条（緊急時の対応）

- 1 事業者は、入居者が病気または怪我により診断、治療が必要となった場合、その他必要な場合は、入居者の主治医または事業者の協力医療機関において速やかに必要な治療等が受けられるよう、連絡調整します。
- 2 事業者は、入居者が急に身体等の具合が悪くなった場合は、医師と連絡をとり協力医療機関等での救急治療あるいは救急入院が受けられるようにします。その際は、ご家族に引き継ぐまでの援助をし

ます。

- 3 事業者は、介護サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応のために、別紙「重要事項説明書」に記載の施設と連携・支援体制をとっています。

#### 第21条（身元引受人（連帯保証人））

- 1 事業者は入居者に対し、身元引受人を求めます。
- 2 身元引受人は、この契約に基づく入居者の事業者に対する一切の債務につき、入居者と連帯して履行する責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
  - ①入居者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように事業者と協力すること
  - ②契約解除または契約の終了の場合、予め退居先が決まっている場合を除き、事業者と連携して入居者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保等必要な援助をすること
  - ③入居者が死亡した場合の遺体及び慰留金品の処理、その他の必要な措置をなすこと

#### 第22条（秘密保持）

- 1 事業者及び事業者の従業員は、正当な理由がない限り、入居者に対する介護サービスの提供に際して知り得た入居者、入居者の家族及び身元引受人の秘密を漏らしません。
- 2 事業者は、事業者の従業員が退職後、就業中に業務上知り得た入居者、入居者の家族及び身元引受人の秘密を正当な理由なく漏らすことがないように配慮します。
- 3 入居者、入居者の家族及び身元引受人は事業者がサービス担当者会議等において入居者の個人情報を用いることに同意します。

#### 第23条（苦情処理）

- 1 入居者、入居者の家族又は身元引受人は、提供されたサービスに苦情がある場合、いつでも別紙「重要事項説明書」に記載の苦情相談窓口で苦情を申し立てることができます。その場合、事業者は迅速、適切に対処し、サービスの向上、改善に努めます。
- 2 入居者、入居者の家族又は身元引受人は、介護保険法令に従い、市町村及び国民健康保険団体連合会等の苦情申立機関に苦情を申し立てることが出来ます。
- 3 事業者は、入居者、入居者の家族又は身元引受人が苦情申し立てを行った場合、これを理由として入居者に対して何らの差別待遇もしません。

#### 第24条（合意管轄）

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じたときは、広島地方裁判所をもって第一審管轄裁判所

とすることを、入居者、入居者の身元引受人及び事業者は予め合意します。

第25条（契約に定めのない事項）

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、入居者、入居者の身元引受人及び事業者が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

年 月 日

「重要事項説明書」「重度化した場合における対応に係る指針」に基づき重要事項について説明し、「利用契約書」に基づき契約を締結します。

事業者	所在地	広島県安芸郡府中町浜田1丁目6番7号		
	事業者名	社会福祉法人 みどり会		
	代表者名	理事長 柳瀬 昌央		印
	説明者名	_____ 印		

「重要事項説明書」「重度化した場合における対応に係る指針」に基づき重要事項について説明を受け、「利用契約書」に基づき契約を締結します。

また、日常生活費については

（徴収に了承します ・ 徴収に了承しません ）

入居者	住所	_____		
	氏名			印

代理人	住所	_____		
	氏名			印

身元引受人（連帯保証人）	住所	_____		
	氏名			印



# 個人情報掲載にかかる同意書

私は、社会福祉法人みどり会が下記1に定めた方法により、下記2に定めのある私の個人情報が掲載されることに、

( 同意します ・ 同意しません )

尚、同意した場合においても、掲載された内容に意見、異議がある場合には、掲載を差し止めることがあります。

## 記

### 1. 掲載方法

- ・当法人ホームページ
- ・当法人広報誌
- ・当法人パンフレット
- ・当法人関係紙 等

### 2. 掲載情報

- ・姓名、生年月日、年齢の記載
- ・顔写真（グループ写真を中心に掲載）
- ・作品の紹介 等

入居者 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

代理人 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人（連帯保証人） 住所 \_\_\_\_\_

氏名 \_\_\_\_\_ 印

※個人情報の掲載の度ごとに同意の意志を確認させていただきます。

